

第 57 号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 4 令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3年以内」とあるのは、「令和7年3月31日まで」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限を延長すること及び令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限の特例を設けることに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。